

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年1月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号　：　東北（受）第 2300067 号

厚生局事案番号　：　東北（厚）第 2300030 号

第 1　結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 17 年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　平成19年 1 月 1 日から平成24年 2 月11日まで

私は、A 社の代表取締役であり、請求期間に係る実際の給与支給額は20万円から29万円までであったが、12万円を請求期間の報酬月額として社会保険事務所（当時。平成22年 1 月以降は年金事務所。以下「年金事務所」という。）に届け出ていた。

令和 5 年 5 月頃に年金事務所を訪問した際、請求期間に係る標準報酬月額11万 8,000円を実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正したい旨申し出たところ、2 年以上遡及して訂正することはできない旨説明されたが納得できない。

請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）等を提出するので、請求期間の標準報酬月額を本来の額に訂正してほしい。

第 3　判断の理由

請求者から提出された源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票並びに請求者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないこ

とを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、請求者は、A社の履歴事項全部証明書によると、同社の代表取締役であり、オンライン記録によると、同社の事業主であったことが確認できる。

また、請求者は、請求期間におけるA社に係る社会保険事務について、年金事務所へ提出する書類の作成は請求者の妻が担当し、書類の提出及び事業主印の管理は請求者自身が行っていた旨陳述している。

さらに、日本年金機構から提出されたA社に係る平成19年度から平成21年度までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）によると、同社は、請求者に係る当該期間の報酬月額を12万円とする届出を行っていたことが確認できる上、請求者は、請求期間において、実際の給与支給額よりも少ない12万円を報酬月額とする算定基礎届を年金事務所に対して提出していた旨陳述している。

加えて、請求者は、請求者自身の主張する20万円から29万円までの給与支給額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していない旨回答している上、請求期間の厚生年金保険料を口座振替により納付していたとしてA社代表取締役請求者名義の預金通帳を提出しているが、当該預金通帳によると、オンライン記録における請求者及び請求者の妻に係る標準報酬月額に基づく社会保険料額と一致又は近似する金額が引落されていたことが確認できる。

これらのことから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。